

税務署  
受付印

# 事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書 (死亡免除)

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 贈与者  
受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_)  
相続人等

(住所: \_\_\_\_\_)が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第\_\_\_\_号 贈与税  
第70条の6の10第15項第1号 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。  
〒

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者  
受贈者との続柄 \_\_\_\_\_  
相続人等  
電話 \_\_\_\_\_

- 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
相続(遺贈)があった
- 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税
- 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 \_\_\_\_\_ 円

### 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
免除対象贈与 に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除(租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号)を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1)

上記2の 「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 \_\_\_\_\_ (円) × \_\_\_\_\_ (円) = \_\_\_\_\_ (円)

免除を受ける贈与税額 (注2)

上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 \_\_\_\_\_ (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に転記してください。

- (注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電話番号			
※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(注1)</sup>、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(注2)</sup>。

- (注) 1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。
- 2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

- (1) 標題の「<sup>贈与者</sup>贈与税<sup>相続人等</sup>相続税」や本文の「<sup>贈与者</sup>受贈者<sup>相続人等</sup>」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第 <u>1</u> 号
② 贈与者が死亡した場合	第 <u>2</u> 号

- (2) 本文の「\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に<sup>贈与者</sup>受贈者(氏名:\_\_\_\_)(住所:\_\_\_\_)」欄には、死亡年月日と氏名、<sup>相続人等</sup>相続人等を記載してください。

- (3) 「<sup>贈与者</sup>受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき、記載してください。
- なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑥ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。
- (5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 <sup>*1</sup>
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書(免除届出用)」 <sup>*2</sup>
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 <sup>*3</sup>
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し <sup>*4</sup>

<sup>\*1</sup> 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

<sup>\*2</sup> 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

<sup>\*3</sup> 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

<sup>\*4</sup> 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。